



2015 年 10 月 1 日

計 量 証 明 書

三井造船環境エンジニアリング株式会社 御中

計量法第 121 条の 3 に基づき計量の結果を下記のとおり証明致します。

特定計量証明事業登録 愛媛県 第環 42 号
 特定計量証明事業者 認定番号 N-0131-01

事業者: 三浦工業株式会社

愛媛県松山市堀江町 7 番地

事業所: 環境事業本部

愛媛県松山市北条辻 864 番地 1 号 799-2430

電話: 089-960-2350 ファクシミリ: 089-960-2351

本部長

越智康夫



計量管理者

鷲埜史明



試料情報

試料名 : 放流水
 依頼者名 : 北海道三井化学株式会社 分析センター
 依頼者住所 : 北海道砂川市豊沼町 1 番地
 業務名 : 上砂川町一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設 水質分析
 試料採取日時 : 2015 年 9 月 2 日 9:25
 試料受領日 : 2015 年 9 月 7 日
 検体番号 : B59014001W
 試料採取場所 : 上砂川町一般廃棄物最終処分場
 北海道空知郡上砂川町字上砂川 65-148
 採取者 : 北海道三井化学株式会社 分析センター
 受付方法 : 持ち込み

分析方法

「最終処分場に係るダイオキシン類の水質検査の方法」(平成 12 年 1 月 環境庁厚生省告示第 1 号)
 JIS K 0312:2008 「工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法」

結果

対象	結果	備考
ダイオキシン類 実測値	5.0 pg/L	
毒性等量	0.00035 pg-TEQ/L	注 1)2)3)

注1) 毒性等価係数は WHO-TEF(2006)を用いた。

注2) 毒性等量は計量法第 107 条による計量証明の対象外である。

注3) 毒性等量は、定量下限未満の実測濃度を 0(ゼロ)として算出した値である。



2015 年 10 月 1 日

計 量 証 明 書

三井造船環境エンジニアリング株式会社 御中

計量法第 121 条の 3 に基づき計量の結果を下記のとおり証明致します。

特定計量証明事業登録 愛媛県 第環 42 号
 特定計量証明事業者 認定番号 N-0131-01

事業者: 三浦工業株式会社

愛媛県松山市堀江町 7 番地

事業所: 環境事業本部

愛媛県松山市北条辻 864 番地 TEL: 089-22430

電話: 089-960-2350 ファクシミリ: 089-960-2351

本部長

越智康夫



計量管理者

鷲埜史明



試料情報

試料名 : 浸出水(入口側)
 依頼者名 : 北海道三井化学株式会社 分析センター
 依頼者住所 : 北海道砂川市豊沼町 1 番地
 業務名 : 上砂川町一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設 水質分析
 試料採取日時 : 2015 年 9 月 2 日 9:32
 試料受領日 : 2015 年 9 月 7 日
 検体番号 : B59014002W
 試料採取場所 : 上砂川町一般廃棄物最終処分場
 北海道空知郡上砂川町字上砂川 65-148
 採取者 : 北海道三井化学株式会社 分析センター
 受付方法 : 持ち込み

分析方法

「最終処分場に係るダイオキシン類の水質検査の方法」(平成 12 年 1 月 環境庁厚生省告示第 1 号)
 JIS K 0312:2008 「工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法」

結果

対象	結果	備考
ダイオキシン類 実測値	12 pg/L	
毒性等量	0.00094 pg-TEQ/L	注 1)2)3)

注1) 毒性等価係数は WHO-TEF(2006)を用いた。

注2) 毒性等量は計量法第 107 条による計量証明の対象外である。

注3) 毒性等量は、定量下限未満の実測濃度を 0(ゼロ)として算出した値である。



2015 年 10 月 1 日

計 量 証 明 書

三井造船環境エンジニアリング株式会社 御中

計量法第 121 条の 3 に基づき計量の結果を下記のとおり証明致します。

特定計量証明事業登録 愛媛県 第環 42 号
 特定計量証明事業者 認定番号 N-0131-01

事業者: 三浦工業株式会社
 愛媛県松山市堀江町 7 番地

事業所: 環境事業本部
 愛媛県松山市北条辻 864 番地 10 号 TEL: 089-2350-2430
 電話: 089-960-2350 ファクシミリ: 089-960-2351

本部長
 越智康夫



計量管理者
 鷲埜史明



試験情報

試験名 : 地下水 上流
 依頼者名 : 北海道三井化学株式会社 分析センター
 依頼者住所 : 北海道砂川市豊沼町 1 番地
 業務名 : 上砂川町一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設 水質分析
 試験採取日時 : 2015 年 9 月 2 日 10:10
 試験受領日 : 2015 年 9 月 7 日
 検体番号 : B59014003U
 試験採取場所 : 上砂川町一般廃棄物最終処分場
 北海道空知郡上砂川町字上砂川 65-148
 採取者 : 北海道三井化学株式会社 分析センター
 受付方法 : 持ち込み

分析方法

「最終処分場に係るダイオキシン類の水質検査の方法」(平成 12 年 1 月 環境庁厚生省告示第 1 号)
 JIS K 0312:2008 「工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法」

結果

対象	結果	備考
ダイオキシン類	実測値 67 pg/L	
	毒性等量 0.057 pg-TEQ/L	注 1)2)3)

注 1) 毒性等価係数は WHO-TEF(2006)を用いた。

注 2) 毒性等量は計量法第 107 条による計量証明の対象外である。

注 3) 毒性等量は、検出下限以上の実測濃度はそのままの値を用い、検出下限未満の実測濃度は検出下限の 1/2 の値を用いて算出した値である。



2015 年 10 月 1 日

計 量 証 明 書

三井造船環境エンジニアリング株式会社 御中

第 121 条の 3 に基づき計量の結果を下記のとおり証明致します。

特定計量証明事業登録 愛媛県 第 42 号
 特定計量証明事業者 認定番号 N-0131-01

事業者: 三浦工業株式会社
 愛媛県松山市堀江町 7 番地
 事業所: 環境事業本部
 愛媛県松山市北条辻 864 番地
 電話: 089-960-2350 ファクシミリ: 089-960-2351

本部長
 越智康夫



計量管理者
 鷲埜史明



試験情報

試験名 : 地下水下流
 依頼者名 : 北海道三井化学株式会社 分析センター
 依頼者住所 : 北海道砂川市豊沼町 1 番地
 業務名 : 上砂川町一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設 水質分析
 試験採取日時 : 2015 年 9 月 2 日 10:40
 試験受領日 : 2015 年 9 月 7 日
 検体番号 : B59014004U
 試験採取場所 : 上砂川町一般廃棄物最終処分場
 北海道空知郡上砂川町字上砂川 65-148
 採取者 : 北海道三井化学株式会社 分析センター
 交付方法 : 持ち込み

試験方法

「最終処分場に係るダイオキシン類の水質検査の方法」(平成 12 年 1 月 環境庁厚生省告示第 1 号)
 2003.12.2008 「工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法」

結果

対象	結果	備考
ダイオキシン類	実測値 1.8 pg/L	
	毒性等量 0.042 pg-TEQ/L	注 1)2)3)

① 毒性等価係数は WHO-TEF(2006)を用いた。

② 毒性等量は計量法第 107 条による計量証明の対象外である。

③ 毒性等量は、検出下限以上の実測濃度はそのままの値を用い、検出下限未満の実測濃度は検出下限の 1/2 の値を用いて算出した値である。